

火災等出動体制運用要綱

平成15年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は防府市警防規程(平成15年防府市消防本部訓令第1号)第15条に基づき、出動体制を迅速円滑に行うため、必要な事項を定める。

(出動区域)

第2条 防府市消防署の火災出動管轄区域は別図1のとおりとし、その他の場合は救急業務実施要綱に定める出動区域によるものとする。

(出動指令)

第3条 災害現場への出動指令は、本要綱に規定する各種出動体制を基に、災害等を覚知した山口県央消防指令センター(以下、「指令センター」という。)の長(以下、「指令センター長」という。)が行うものとする。ただし、指令センターへの災害通報が不通となり広域通信管理課(以下、「管理課」という。)へ迂回措置が取られたときは、災害を覚知した広域通信管理課長又は広域通信管理課勤務者(以下、「管理課長等」という。)がバックアップ指令センター設備等を活用して出動指令を行うものとする。

(火災出動体制)

第4条 小規模建物火災、車両火災、船舶火災及びその他の火災の出動体制は別表1のとおりとし、次の各号によるものとする。

なお、前条に基づき、指令センター長又は管理課長等(以下、「指令センター長等」という。)の出動指令を優先するものとする。

- (1) 第1次出動は、救急業務実施要綱第2条に規定する出動区域を管轄する署所が対応するものとする。
- (2) 第1次出動隊以外は、各署所で待機するものとする。
- (3) 第1次出動隊長等は、建物火災の出動途上において黒煙を認めた場合又は応援要請が必要と判断した場合は、別表2のとおりとし、第2項に定める体制に移行する。

2 前項の体制を除く建物火災、林野火災、航空機火災及びトンネル火災の出動体制は別表2のとおりとし、次の各号によるものとする。

なお、前条に基づき、指令センター長等の出動指令を優先するものとする。

る。

- (1) 救急出動中の出張所救急隊は、その活動終了後に火災出動体制に移行する。ただし、救急車の汚染等により出動できない場合はこの限りではない。また、火災現場から救急出動の要請があれば、指令センター長等の出動指令により、待機中の救急隊が出動するものとする。
- (2) 現場指揮本部長は、指令センター長等と連絡を密にし、火災の規模により人員又は資機材の増強の必要がある場合は、指令センター長等にこれを要請するものとする。
- (3) 指令センター長等は、第2次出動が必要な場合は、待機中の部隊を出動させるものとする。また、火災の規模により必要と認める場合は、第1次非常招集を行い出動させ、状況に応じ、第2次非常招集を行い第3次出動に備えるものとする。
- (4) 指令センター長等は、第3次出動が必要な場合は、第2次非常招集した部隊を出動させるものとし、火災の規模により必要と認める場合は、第3次非常招集を行い第4次出動に備えるものとする。
- (5) 指令センター長等は、第4次出動が必要な場合は、第3次非常招集した部隊を出動させるものとする。また、第4次非常招集を行うものとする。
- (6) 管理課長等は、非常招集で参集した階級最上位（同階級の場合は先任）者に必要とする部隊の編成を指示し、指示を受けた階級最上位者は編成後、指令センター長等に報告するものとする。
- (7) 現場指揮本部長は、林野火災に際しては躊躇することなく山口県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の要請を行い、指令センター長等との連絡を密にするものとする。
- (8) 消防団の第1次出動は、火災現場を管轄する分団とし、指令センター長等が出動させるものとする。車両、船舶、航空機、その他の火災及び高速道路での災害については、必要に応じ、管理課長等が出動させるものとする。第2次出動以降は、火災の規模又は現場指揮本部長の出動要請により、隣接の分団を出動させるものとする。
- (9) 消防団本部については、2個分団以上の出動又は必要に応じて管理

課長等が出動させるものとする。

(救助出動体制)

第5条 救助出動体制は別表3のとおりとし、基本的な事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指令センター長等は、消防防災ヘリ若しくは山口県ドクターヘリ（以下「防災ヘリ等」という。）の出動を要請する場合は、防災ヘリ等の離着陸場所を指定し、必要に応じて、救助現場と離着陸場所（要救助者の引継ぎを含む。）に、それぞれ部隊を配備するものとする。
- (2) 指令センター長等は、第2次出動が必要な場合は、原則として待機部隊のうち別表3に定める区分により出動させるものとする。また、災害の規模により必要と認める場合は第1次非常招集を行い、部隊編成後出動させ、状況に応じ、第2次非常招集を行うものとする。第3次出動が必要な場合は、待機部隊と第2次非常招集者で編成した必要部隊を出動させるとともに、第3次非常招集を行うものとする。また、第4次出動が必要な場合は、第3次非常招集者で編成した必要部隊を出動させるものとし、第4次非常招集を行うものとする。
- (3) 指令センター長等は、高速道路上において、事故車両が道路を塞ぐ等の理由により、定められた方法で進入できない場合は、西日本高速道路（株）及び隣接消防本部と密接に連絡をとり、隣接消防本部に出動を要請する等の対応をとるものとする。
- (4) 水難救助出動は、初動体制において潜水土を最低5人以上確保するものとし、管理課長等は毎日、出動可能な潜水土の状況を把握するものとする。
- (5) 山岳救助及び鉄道災害救助の出動体制は、別表3に定める区分によるものとする。また、指令センター長等は、状況により、防災ヘリ等の要請を考慮するものとする。

(広域消防応援の出動体制)

第6条 山口県内の広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の出動体制は、「防府市消防本部応援等実施計画」に定める。

(特殊災害出動体制)

第7条 特殊災害(BCテロ・不審物)の出動体制は別表4から6のとおりとし、別に定める「防府市消防本部特殊災害対策運用要綱」により対応するものとする。

(火災警報発令時の出動体制)

第8条 火災警報発令時の出動体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理課長等は、全職員に自宅待機を指示するとともに、必要に応じて非常招集を行うものとする。
- (2) 当直部隊は、管轄区域の巡回広報を実施するものとする。
- (3) 指令センター長等は、火災出動に対しては別表2に掲げる区分により出動指令を行うものとする。ただし、管理課長等は、応援出動の有無にかかわらず、第1次出動の指令と同時に別表2に示す第2次非常招集を行うものとする。
- (4) 各分団長は、機関員を含む3人を分団器庫に非常招集し、消防車両の特別点検を行うものとする。

(林野火災警報及び注意報発令時の広報)

第9条 林野火災警報及び注意報発令時は、当直部隊は管轄区域の巡回広報を実施するものとする。

(火災気象通報発表時の広報)

第10条 火災気象通報発表時は、当直部隊は必要に応じて管轄区域の巡回広報を実施するものとする。

(津波警報等及び大雨警報等発表時の警戒体制)

第11条 大津波、津波、高潮警報又は注意報(以下「津波警報等」という。)及び大雨、洪水警報又は注意報、大雨に関する気象情報等(以下「大雨警報等」という。)発表時の警戒体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当直部隊は、別表7に示す区域を調査及び警戒するとともに、必要に応じて住民に対し広報を行うものとする。
- (2) 警戒中に異常を認めた部隊は、直ちに管理課長等に報告するとともに、引き続き警戒に当たるものとする。
- (3) 管理課長等は、前号の報告を受けたときは、指令センター及び市防災危機管理課へ通報し、必要に応じて非常招集及び管轄区域の分団長に

出動指令をするとともに、情報収集に努めるものとする。

(特命特別警戒時の出動体制)

第12条 特命特別警戒時の出動体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理課長等は、地震、台風、風水害、異常気象、特殊災害、特異な社会現象等の発生により特命特別警戒の下命があったときは、別表2に掲げる第2次若しくは第3次非常招集を行うものとする。
- (2) 指令センター長等は、火災等を覚知したときは別表2に掲げる区分にかかわらず、必要な部隊を指名して出動指令を行うものとする。
- (3) 署長は、市防災危機管理課長と連絡を密にし、必要に応じて当直部隊及び非番員により情報の収集、広報を実施させるものとする。

(警戒、調査、その他の出動体制)

第13条 警戒、調査、その他の出動等、気象情報以外の理由による出動については、次の各号のとおりとする。

- (1) 高速自動車道における救急事案は、「高速自動車道におけるPA救急出動体制及び活動基準」により対応するものとする。
- (2) ガス漏れ等の出動体制は、別表8のとおりとする。
- (3) 漏油の出動体制は、別表9のとおりとし、別に定める関係機関に通報するものとする。
- (4) 緊急通報装置の出動体制は、救急隊1隊とし、応答がない場合も同様とする。
- (5) 遠隔移報システム等による即時通報及び警備会社等からの自動火災報知設備の発報情報は、管轄する署所のタンク車及び消防ポンプ自動車(以下「ポンプ車」という。)の2隊が警戒出動するものとする。
- (6) 電柱等の火災出動は、タンク車1隊とする。
- (7) 行方不明者の捜索依頼及び動物等の排除・救出は、別表10の手順により実施するものとする。

(報告書)

第14条 出動報告書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 火災活動報告書 第1号様式
- (2) 警戒・その他活動報告書 第2号様式

(広報文)

第15条 広報宣伝文は、次の各号のとおりとする。

- (1) 火災警報発令時 第3号様式
- (2) 林野火災警報（注意報）発令時 第4号様式
- (3) 火災気象通報発表時 第5号様式
- (4) 大津波、津波警報（注意報）発表時 第6号様式
- (5) 高潮警報（注意報）発表時 第7号様式

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

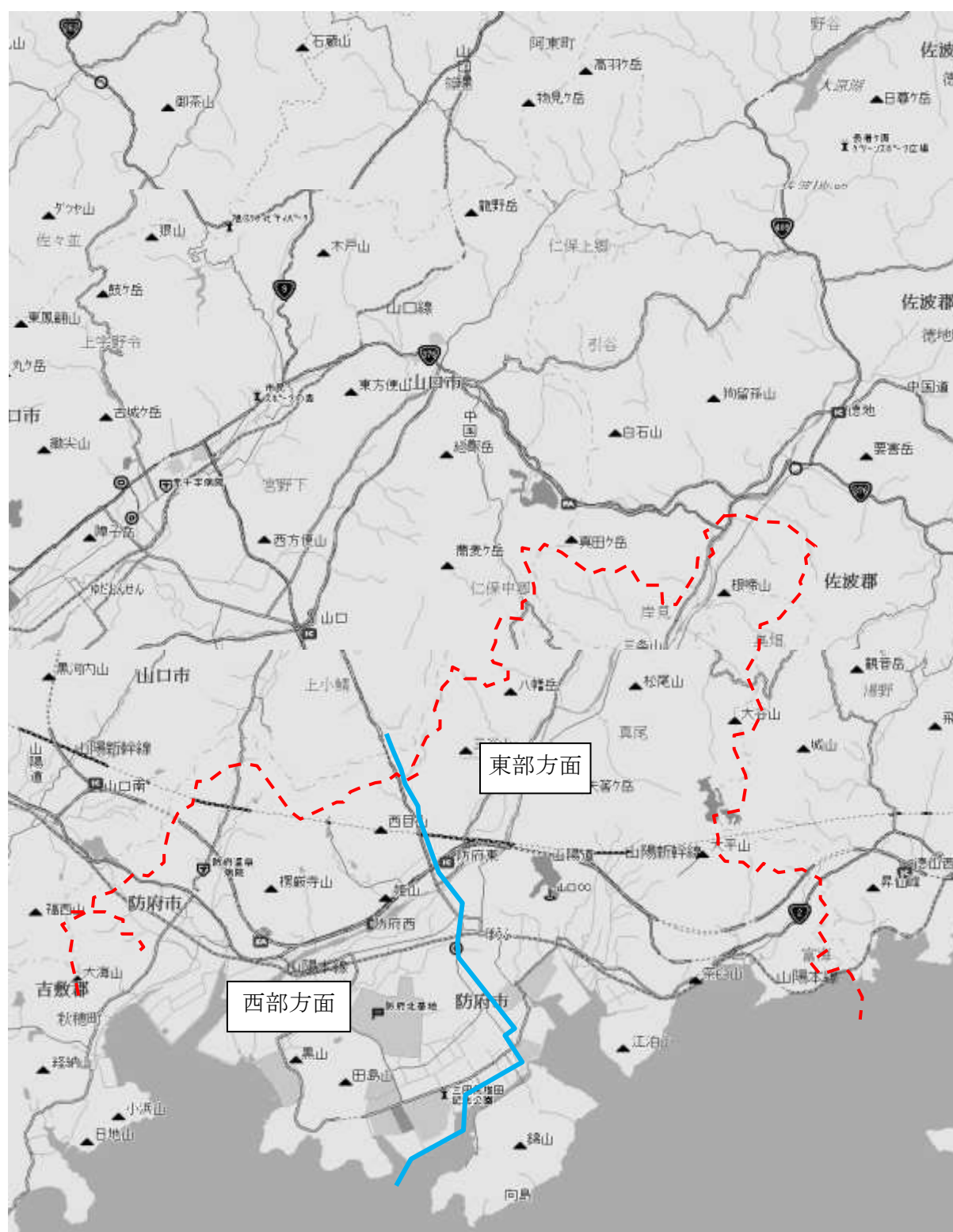
附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

火災出動管轄区域



別表 1

小規模建物火災・車両火災・船舶火災・その他の火災 出動体制 (第4条第1項関係)

管轄	署所	第1次出動	第2次出動
西部管内	西部出張所	タンク車・ポンプ車	別表2のとおり
	本署	指揮車	
	東部出張所		
本署管内	本署	タンク車・ポンプ車指揮車	
	西部出張所		
	東部出張所		
東部管内	東部出張所	タンク車・ポンプ車	
	本署	指揮車	
	西部出張所		
広域通信管理課		○小火建物火災 ・延焼していない旨の通報内容 ・カメラで黒煙が認められない ○地元分団の出動 (車両を除く)	○第1次出動隊長等が建物火災の出 動途上において黒煙を認めた場合 又は応援要請が必要と判断したと き

※ 事前命令

- ・ 高速道路上車両火災は別表2のとおりとする。

別表 2

建物火災・林野火災・航空機火災・トンネル火災 出動体制（第4条第2項関係）

管轄	署所	第1次出動	第2次出動	第3次出動	第4次出動
西部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は必要に応じ出動
	西部	タンク車・ポンプ車		タンク車	
	東部		タンク車 ポンプ車	ポンプ車	待機車両は必要に応じ出動
東部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は必要に応じ出動
	東部	タンク車・ポンプ車		ポンプ車	
	西部		タンク車 ポンプ車	タンク車	待機車両は必要に応じ出動
高速道路	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽車等）	待機車両は必要に応じ出動		
広域通信管理課		・高速道路上の火災 常備消防のみ出動 ・建物及び林野火災 地元分団の出動 ・航空機火災 必要に応じ、地元分団の出動指令 ・必要に応じ、第1次非常招集	①必要に応じ、第1次非常招集 ↓ ②要請により、出動 ↓ ③必要に応じ、第2次非常招集 ・状況により、 団本部、隣接2 個分団の出動指令	※第3次非常招集 ・必要に応じ、 分団追加出動	※第4次非常招集 ↓ 消防長特命出動 ・必要に応じ、 分団追加出動

※ 事前命令

- ① 第1次出動本署救急車は、当直隊で編成された1隊とする。
- ② 非常招集場所は、別命の無い限り所属署所とする。
- ③ 第1次非常招集とは、本署救急隊・消防隊各1隊の招集とする。
- ④ 第2次非常招集とは、特別分隊編成のために必要な職員（本署6人、西部出張所3人、東部出張所3人）を招集し、全職員を自宅待機とする。
- ⑤ 第3次非常招集とは、毎日勤務者を除く職員の招集とする。
- ⑥ 第4次非常招集とは、全職員の招集とする。
- ⑦ 中高層建物等の事案は、その状況に応じたはしご車を出動させる。
- ⑧ 林野・高速道路・無水利地区等の出動車両の追加（水槽車等）は、警備室長の判断とし、防災ヘリの要請は、指令センター長等が行なうものとする。
- ⑨ トンネル警報盤の発報は、第1次出動とする。
- ⑩ トンネル火災の部署は、直近署所隊は先着予想位置とし、後着予定隊にその部署位置を通知して両方向から活動することを基本とする。行政区域を跨いだトンネルは、管轄側に部署し、管轄外を管轄する消防本部に出動要請をする。

救助出動体制（第5条関係）

管轄	署所	第1次出動	第2次出動	第3次出動	第4次出動
西部方面	西部	タンク車、救急車	本署管内 タンク車・救急車		待機車両による 出動
	東部			ポンプ車・救急車	
	本署	指揮車 タンク車・救助工作車 ポンプ車・救急車 【水難資機材搬送車】 出張所管内 指揮者 タンク車・救助工作車	ポンプ車・救急車 【潜水士5人、資機材搬送 車で出動】	応集隊員による、 要請車両の出動	
	東部方面			タンク車・救急車	
高速道路	西部			タンク車・救急車	
	東部	タンク車・救急車	本署管内 タンク車・救急車		
高速道路	本署	指揮車 タンク車、救助工作車 ポンプ車、救急車	出張所タンク車・救急車		
広域通信管理課		・防災ヘリの必要性を判断し要請 ・【水難事案で、救命士が潜水士を兼ねる場合救命士を非常招集】	・第1次若しくは第2次非常招集 ・【防府管内の水難は、潜水士5人・消防隊5人・救急隊3人を本署に非常招集 潜水士5人は資機材搬送車等で出動、他は待機】	第3次非常招集	第4次非常招集
				防府管内の水難事案及び救助は、状況に応じた非常招集を実施する	

※ 【 】は、水難救助時に適用

※ 事前命令

- ・ 本署救急車は、当直隊で編成された1隊とする。ただし、必要に応じ2隊とする。

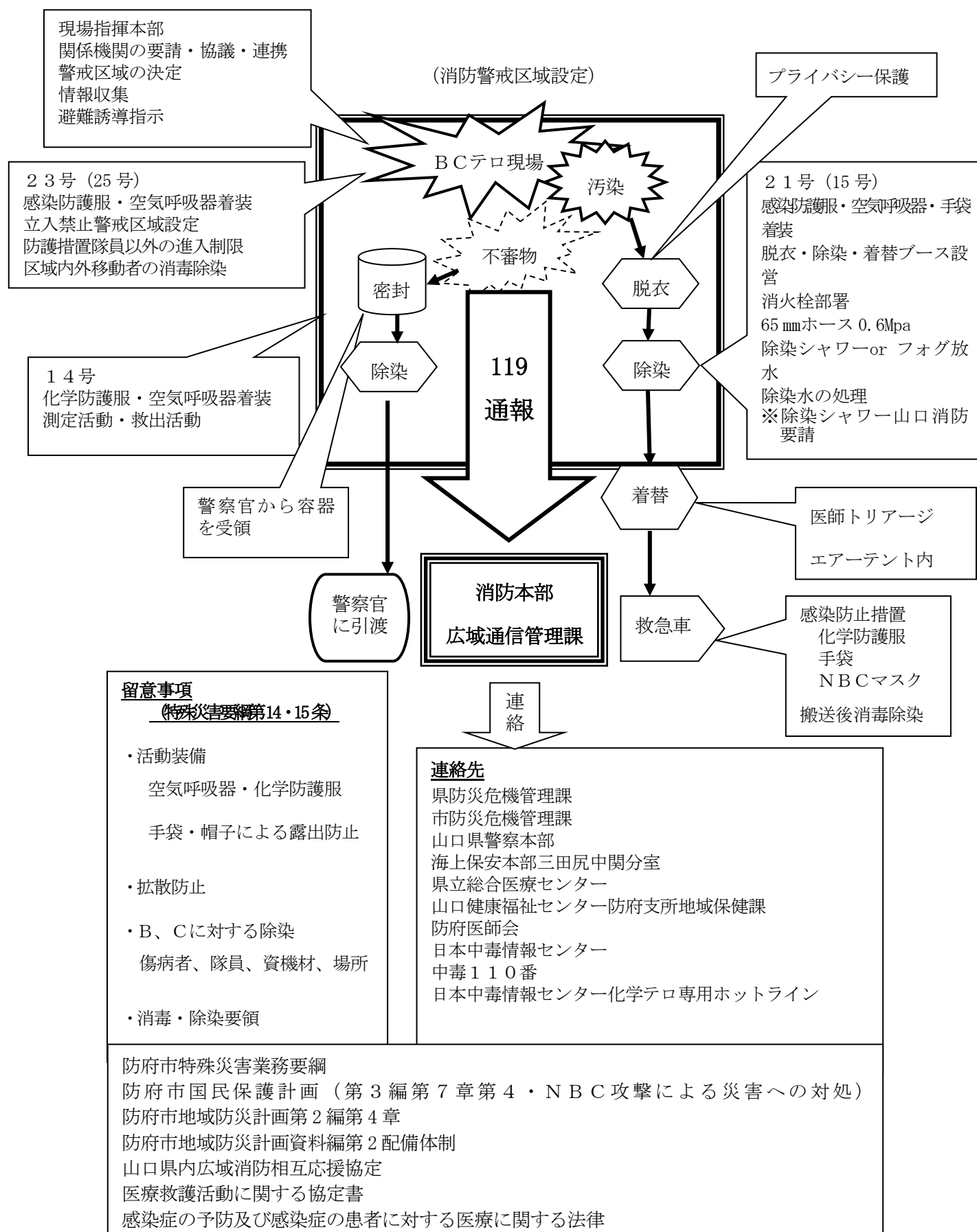
特殊災害出動体制（第7条関係）

管轄	署所	第1次出動	第2次出動
西部方面	西部	タンク車、救急車	タンク車
	東部		タンク車、救急車
	本署	タンク車・ポンプ車【資機材搬送車】 救助工作車・救急車・指令車 《各車両の活動体制 別表5・6》	タンク車・水槽車・水難資機材搬送車 資機材搬送車 《各車両の活動体制 別表5・6》
東部方面	東部	タンク車、救急車	タンク車
	西部		タンク車、救急車
広域通信管理課		・警察、市、県、保健所、医師会等への連絡 ・隣接本部へ発災情報、出動要請の見込みを連絡	・第1次若しくは第2次非常招集の実施 ・出張所は、人員、資機材の搬送 ・応援協定に基づき近隣本部へ出動要請【山口消防へ除染シャワー等の要請】 ・必要に応じ、第3次・第4次非常招集の実施

※ 事前命令

- ・ 第1次出動本署救急車は、当直隊で編成された1隊とする。ただし、必要に応じ2隊とする。

BCテロ・不審物対応体制（第7条関係）



B C テロ・不審物対応時各車両の活動体制（第 7 条関係）

第 1 次 出 動	
本署タンク車 又は化学車	・防護服レベル A・レベル B（予備含む）を積載して出動（レベル B は着装後出動）
本署ポンプ車 又は資機材搬送車 15 号	・現場封鎖、警戒区域の設定、クリアゾーン（除染場所の設置） ・警戒区域の設定範囲は異臭、着色ガス若しくは化学剤が確認又は測定された地点のうち、最も遠い距離から更に十分に安全な距離を半円とした円内の区域に設定
救助工作車	・防護服（レベル A） 2 人装着、検知紙（検知棒を含む）を携行し化学剤の識別を行うとともに、要救助者の救助（除染箇所まで搬送）活動 ・隊長（隊員）は 14 号積載の防毒服並びに空気呼吸器を装着
本署救急車	・救急物品庫から防護マスク 3 M6800 3 体、次亜塩素酸ナトリウム溶液の積載搬送 ・隊員 1 名は 14 号の防毒服装着、防護マスク 3 M6800 を装着して次亜塩素酸ナトリウムと水を噴霧器に入れ 1 次除染 ・他の隊員はクリアゾーン待機（場合によってはマスク装着） ・1 次除染後、トリアージ、救急救命処置等を行い、搬送医療機関決定後に救急搬送
各出張所	・必要に応じ、救急車両、防護マスク（各署所 3 体ずつ配置）人員等の搬送等を行った後、各隊の支援活動を実施（タンク車に温水を積載）
指揮車	・現場指揮本部、支援、他機関の応援要請、関係機関との連携・協議・情報交換

※ 事前命令

- ・ 本署救急車は、当直隊で編成された 1 隊とする。ただし、必要の応じ 2 隊とする。

第 2 次 出 動	
資機材搬送車 又はポンプ車	・簡易水槽、ジェットシューター、エアーテント、予備ボンベ等の搬送
水槽車 16 号	・支援機関等からの資機材搬送 ・除染水の搬送（23 号（25 号）の出動時はタンクに温水を積載）

大津波、津波警報及び注意報発表時の警戒体制（第 10 条関係）

	警 戒 区 域
東部出張所	富海・江泊の沿岸部
西部出張所	大道・西浦・中浦の沿岸部
本 署	東部・西部出張所以外の防府市の沿岸部

ガス漏れ事故（第 1 2 条関係）

管轄	署所	第 1 次出動	第 2 次出動
西部方面	西部	タンク車 管轄の場合、救急車	
	東部		タンク車・(ポンプ車・救急車) の出動
	本署	指揮車 タンク車・救助工作車 管轄の場合、救急車 【中高層建物の場合は、はしご車】	待機・応集隊員による、要請車両の出動 【中高層建物の場合は、はしご車】
東部方面	西部		タンク車・(ポンプ車・救急車) の出動
	東部	タンク車 管轄の場合、救急車	
広域通信管理課		中高層建物の場合は、はしご車を追加出動するものとする。	第 1 次若しくは第 2 次非常招集の実施 中高層建物の場合は、はしご車を追加出動するものとする。 ※必要に応じ、第 3 次若しくは第 4 次非常招集の実施

※ 事前命令

- ・ 本署救急車は、当直隊で編成された 1 隊とする。ただし、必要に応じ 2 隊とする。

漏油等処理出動（第 12 条関係）

漏油の種類 災害状況	オイル等、火災危険・有害性が少ないと想定される物質	種類不明、ガソリン、軽油、灯油等、 火災・有害性が想定される物質
火災危険有り	出 動	出 動
河川等への流出危険有り		
上記以外の緊迫危険有り		
防府市道	休日、夜間のみ出動	
高速道路	西日本高速道路（株）へ対応依頼 （消防は対応せず）	
上記以外の場所	消防は対応せず	
広域通信管理課	・ 救急出動区分でタンク車 1 台出動を原則とする。 ・ 高速道路の対応は、西日本高速道路（株）を原則とするが、災害発生 の虞がある場合は出動する。 ・ 別に定める関係機関への連絡を実施する。 ・ 現場からの要請により、必要車両を追加出動する。	

行方不明者の捜索協力依頼及び動物等の排除・救出体制（第 12 条関係）

行方不明者捜索協力体制

- 1 行方不明者の捜索の出動要請は警察からの依頼とする。
- 2 事後、警察署長名で消防長、団長宛に「行方不明者の捜索協力要請書」を提出するよう依頼するものとする。
- 3 関係地区の分団員 10 人を出動させるものとする。
- 4 団員の指揮者として、消防隊員 2 人(消防司令補以上)が出動するものとする。（日中は日勤者、休日については非番員を非常招集する。）
- 5 捜索は、原則日の出から日没の間で行うものとする。
- 6 上記以外で、消防長又は消防署長の命令で出動する場合もある。

動物等の排除・救出の体制

- 1 原則的には出動しないが、人命にかかわる排除・救出については、この限りでない。
- 2 出動は、タンク車又は救助工作車 1 隊とするものとする。
- 3 上記以外で、消防長又は消防署長の命令で出動する場合もある。

第1号様式

火災活動報告書							
出火日時	年 月 日 () 時 分		事案番号			年 月 日	
出火場所			所 属 階 級 氏 名				
名 称							
覚知日時	年 月 日 () 時 分		火勢鎮圧	月 日	時 分		
覚知方法			火勢鎮火	月 日	時 分		
火災種別	爆発		救助開始	月 日	時 分		
統括署所			救助終了	月 日	時 分		
火 元	住 所		年 齡	歳	性 別		
			区 分				
	氏 名		職 業				
			電 話				
	業 態		用 途				
	構 造		階数地上	階	地 下	階	
対象物		建築面積	m ²	延べ面積	m ²		
関 係 者	住 所		年 齡	歳	性 別		
	氏 名		職 業				
			電 話				
通 報 者	住 所		年 齡	歳	性 別		
	氏 名		職 業				
			電 話				
通 報 内 容			天 気				
			風 向	風 速	m/s		
			氣 温	℃	湿 度	%	
通 信 員			警 報 等				
り災状況	住所・氏名・職業・年齢・性別		焼損程度 り災程度	り災人員 り災世帯	焼損床面積 焼損表面積	建物以外 焼損面積 台	
火 元					m ² m ²	m ²	
類 焼		歳			m ² m ²	m ²	
		歳			m ² m ²	m ²	
		歳			m ² m ²	m ²	
		歳			m ² m ²	m ²	
		歳			m ² m ²	m ²	
		歳			m ² m ²	m ²	

	焼損棟数	焼損面積	負傷者			り災人員	り災世帯
全 焼	棟	m ²	重 症	人	全 損	人	世帯
半 焼	棟	m ²	中等症	人	半 損	人	世帯
部分焼	棟	m ²	軽 症	人	小 損	人	世帯
ぼ や	棟	m ²	合 計	人	合 計	人	世帯
合 計	棟	m ²	死 者	人	建物以外	m ²	

	本部／局	消防署	消防団	警 察	その他	計	指 揮 者
出動車両						台	階 級
出動人員						人	氏 名

災 害 概 要	
最先到着時の状況	
活 動 状 況	
被 害 状 況	
出 火 箇 所	
出 火 原 因	

死 傷 者	氏 名	年齢	性別	職 業	程 度

部隊活動状況(その1)

署 所					
車 両 名					
出動種別					
隊 員 数		人	人	人	人
現場迄の距離		km	km	km	km
区 分 別 時 刻	出 動	時 分	時 分	時 分	時 分
	現 着	時 分	時 分	時 分	時 分
	放水開始	時 分	時 分	時 分	時 分
	放水終了	時 分	時 分	時 分	時 分
	引 揚	時 分	時 分	時 分	時 分
	帰 署	時 分	時 分	時 分	時 分
水 利	水利種別				
	使用水量	m ³	m ³	m ³	m ³
放 水 状 況	筒 先	線 口	線 口	線 口	線 口
	筒先口径 ・延長	mm 本	mm 本	mm 本	mm 本
		mm 本	mm 本	mm 本	mm 本
		mm 本	mm 本	mm 本	mm 本
	ポンプ圧力	MPa	MPa	MPa	MPa
	放水時間	分	分	分	分
放 水 量	m ³	m ³	m ³	m ³	
救 助 活 動	救助活動				
	救助開始	時 分	時 分	時 分	時 分
	救助終了	時 分	時 分	時 分	時 分
出動隊員					

部隊活動状況(その2)

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

第2号様式

警戒・その他 活動報告書							
発生日時	年 月 日(木) 時 分		事案番号		年 月 日		
発生場所			所 属 階 級 氏 名				
名 称							
覚知日時	年 月 日() 時 分		統括署所				
措置開始	月 日 時 分		警戒種別				
措置終了	月 日 時 分		覚知方法				
責任者	住 所		年 齢	歳	性 別		
	氏 名		職 業				
			電 話				
関係者	住 所		年 齢	歳	性 別		
	氏 名		職 業				
			電 話				
通報者	住 所		年 齢	歳	性 別		
	氏 名		職 業				
			電 話				
通報内容		天 気					
		風 向		風 速	m/s		
		気 温	℃	湿 度	%		
通 信 員		警 報 等					
災 害 概 要							
最先到着時の状況							
活 動 状 況							
被 害 状 況							

	本部／局	消防署	消防団	警 察	その他	計	指 揮 者
出動車両							階 級
出動人員							氏 名

死 傷 者	氏 名	年齢	性別	職 業	程度

部隊活動状況(その1)

署 所					
車 両 名					
出動種別					
隊 員 数		人	人	人	人
現場迄の距離		km	km	km	km
活動有無					
区 分 別 時 刻	出 動	時 分	時 分	時 分	時 分
	現 着	時 分	時 分	時 分	時 分
	放水開始	時 分	時 分	時 分	時 分
	放水終了	時 分	時 分	時 分	時 分
	引 揚	時 分	時 分	時 分	時 分
	帰 署	時 分	時 分	時 分	時 分
水 利	水利種別				
	使用水量	m ³	m ³	m ³	m ³
放 水 状 況	筒 先	線 口	線 口	線 口	線 口
	筒先口径 ・延長	mm 本	mm 本	mm 本	mm 本
		mm 本	mm 本	mm 本	mm 本
		mm 本	mm 本	mm 本	mm 本
	ポンプ圧力	MPa	MPa	MPa	MPa
	放水時間	分	分	分	分
放 水 量	m ³	m ³	m ³	m ³	
救 助 活 動	救助活動				
	救助開始	時 分	時 分	時 分	時 分
	救助終了	時 分	時 分	時 分	時 分
出動隊員					

部隊活動状況(その2)

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

署 所		車 両 名	
活動状況			

火災警報発令時の広報宣伝文

月 日に火災警報が発令されました。

屋外でのたき火や、山林等への火入れ等、火の使用、取り扱いはやめてください。

- 山林、原野に火入れをしないでください。
- たき火などはしないでください。
- たばこの吸殻などの後始末を、確実にしてください。
- 危険物の取扱いは、特に万全の注意をしてください。
- 今一度、火の元を確かめてください。

林野火災警報発令時の広報宣伝文

月 日に林野火災警報が発令されました。

屋外でのたき火や、山林等への火入れ等、火の使用、取り扱いはやめてください。

- 山林、原野に火入れをしないでください。
- たき火などはしないでください。
- たばこの吸殻などの後始末を、確実にしてください。
- 危険物の取扱いは、特に万全の注意をしてください。
- 今一度、火の元を確かめてください。

林野火災注意報発令時の広報宣伝文

月 日に林野火災注意報が発令されました。

屋外でのたき火や、山林等への火入れ等、火の使用、取り扱いは控えてください。

- 山林、原野に火入れをしないでください。
- たき火などはしないでください。
- たばこの吸殻などの後始末を、確実にしてください。
- 危険物の取扱いは、特に万全の注意をしてください。
- 今一度、火の元を確かめてください。

火災気象通報発表時の広報宣伝文

本日 時 分に火災気象通報が発表されました。

空気が乾燥し火災が起こり易い気象状態です。火の取扱いには十分注意してください。

- 山林、原野に火入れをしないでください。
- たき火などはしないでください。
- たばこの吸殻は、投げ捨てないでください。

大津波、津波警報 発表時の広報宣伝文

本日 時 分に（大津波警報、津波警報）が発表されました。

海岸や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所へ避難してください。

警報が、解除されるまで安全な場所から離れないでください。

津波注意報 発表時の広報宣伝文

本日 時 分に津波注意報が発表されました。

海岸付近は危険です。海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に近づいたりしないようにしてください。

高潮警報（注意報）発表時の広報宣伝文

本日 時 分に高潮警報（注意報）が発表されました。

本日の満潮時間は午前(午後) 時 分頃です。

潮位に十分注意して、異常を認めたときは、直ちに高い所に避難してください。